

被保険者 各位

ミツトヨ健康保険組合

## 2025年度 被扶養者の資格確認調査について

2025年度の「被扶養者資格確認調査」を、厚生労働省の指導通達等により下記の要領で実施致します。  
この調査は被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうかを確認するための調査です。18歳以上の被扶養者について生計維持関係等を確認させていただきます。

つきましては以下の被扶養者資格確認要領に基づき調査を行いますので、対象者には書類をお送りいたします。  
内容を確認の上、所定の項目をご記入のうえ、必要書類を添付してご提出ください。  
この調査は任意ではありません。ご提出がなく、被扶養者の資格確認ができない方については、被扶養者取消となります。

### 2025年度 実施要領

- 調査対象者 2025年4月2日時点 18歳以上で、6月1日時点で認定されている被扶養者のうち  
ミツトヨ健康保険組合で事前審査を実施した結果、対象者となった方です。
  - 「被扶養者」とは当健康保険組合の加入資格をお持ちのご家族です。
  - 18歳未満の被扶養者は調査対象外のため調査書に印字していません。（追記不要）
  - 11月10日時点の情報で調査書を作成しています。「取消申請中」「取消済」の被扶養者が含まれている場合があります。「健康保険被扶養者確認調査書」にその旨を記載し、ミツトヨ健康保険組合へ送付して下さい。
  - 12月17日（水）対象者に書類を発送いたします。書類が届かない方は2025年度の資格確認調査の対象外です。

### 2. 提出書類および確認事項

別紙2「被扶養者確認調査 添付書類フローチャート」にてご確認ください。

- 本年度より18歳以上の方については、学生であっても収入証明の提出が必要になりました。**
- 別紙2の「被扶養者確認調査 添付書類フローチャート」に記載のある証明書類以外では、受付ができません。またご提出いただいた証明書類だけでは判断しかねる場合、別途現況等をお伺いすることがあります。
- 添付書類はすべてコピーでも結構です。提出書類に関して掛けた費用は各自でご負担いただくとともに、提出された書類は返却いたしません。
- 当健康保険組合では、個人番号（マイナンバー）カードを利用したコンビニエンスストアでの交付書類も認めています。

3. 提出期限 2026年1月16日（金）※海外勤務の方は2026年1月30日（金）

4. 提出先 ①被扶養者の取消がない場合…必要書類、健康保険被扶養者確認調書をミツトヨ健康保険組合へ直接送付  
②被扶養者の取消がある場合…被扶養者取消申請書、資格確認書（資格確認書をお持ち  
ない方は添付不要）、健康保険被扶養者確認調書を各事業所総務人事担当部署へ提出

5. 注意事項 ①調査の結果、被扶養者の認定基準から外れている場合は、2026年1月1日、  
または、事実発生日（例：就職した日など）をもって、被扶養者の資格を取消します。  
②遡及した取消日以降の給付については、健康保険組合が負担した費用を返納して  
いただきます。

6. 問い合わせ先 ミツトヨ健康保険組合  
電話：044-813-8228  
メール：[kenpohelpdesk@mitutoyo.co.jp](mailto:kenpohelpdesk@mitutoyo.co.jp)

別紙1：被扶養者の収入確認について

別紙2：被扶養者資格確認調査 添付書類フローチャート

別紙3：健康保険被扶養者確認調書 記入例

以上

## 【別紙1】

### 被扶養者の収入確認について（収入の考え方について）

#### 《被扶養者の収入の基準額》

被扶養者の年収が下記①または②の基準額の範囲内であり、かつ、被保険者の年収の2分の1未満であること

①60歳未満の方…年収 130万円未満

(月収の場合 108,334円未満、日額の場合 3,612円未満)

②60歳以上の方、および年金受給中の方…年収 180万円未満

(月収の場合 150,000円未満、日額の場合 5,000円未満)

#### 《収入の種類と範囲》

収入の種類	収入となる範囲
給与収入	所得税控除をする前の総収入(通勤交通費、賞与等諸手当も含む)
副業収入	原稿料、出演料など
年金	恩給、老齢年金、遺族年金、企業年金、個人年金など
事業収入	農業、林業、漁業、その他自営業収入のうち、総売上高から健康保険組合が認める必要経費(※)を引いた額 収入が基準額以内であっても雇人費や給与賃金として雇用者1人に年130万円以上支払っている場合は被扶養者となりません。 ※健康保険組合が認める必要経費は、売上原価、地代家賃(事業所所在地が自宅以外の場合のみ)です。税法上とは異なります。
不動産賃貸料収入	土地、家屋などによる賃貸料収入
失業給付金	雇用保険法による給付金
休業補償金	健康保険法および労災保険法による休業補償金 (傷病手当金や出産手当金など)
その他、 (利子収入、 株式配当金等)	預金、有価証券などによる利子収入、その他常態として継続性を有する収入 ※繰越損失金は当年より前の損金であるため考慮しません。あくまで当年の収入で判断します。

## 被扶養者資格確認調査 添付書類フローチャート

※被扶養者ごとに確認し、間違いないよう添付書類をご準備ください。

※調査対象の家族が複数名いる場合、住民票など重複する書類は1部でかまいません。

※ご提出いただいた書類で確認が取れない時は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

## スタート

調査対象の家族は、現在、就職等によりミツトヨ健康保険組合以外の健康保険に加入していますか？

はい

## 被扶養者取消申請の届出

当健康保険組合の資格がありませんので、早急に扶養取消の手続きを行ってください。同封の被扶養者取消申請書(健康保険組合のホームページからもダウンロード可能)に記入し、資格確認書（資格確認書をお持ちでない方は添付不要）を添付し、各事業所総務人事担当者に提出してください。被扶養者調査書は備考欄に『取消』と記入して提出してください。

現在、被保険者と調査対象の家族は同居していますか？

はい

## 必須書類

- ◆被扶養者の住民票（コピー）※世帯全員分記載あり、続柄記載あり、マイナンバー（個人番号）記載なし
- ◆課税（非課税）証明書（コピー）または所得証明書（コピー）または給与所得に係る住民税特別徴収税額通知書（コピー）のうち、**最新の総収入額**がわかるもの。いずれか1つ。※源泉徴収票は不可※所得額のみ記載の書類は不可

いいえ（別居）

※同居が扶養条件となっている家族が別居の場合、扶養取消となります。

## その他の注意事項

◎市区町村発行の書類の場合は、**発行後3ヵ月以内**のものをご提出ください。

◎マイナンバーが印字されている場合は、マジック等でマイナンバーのみを消してください。

はい

## 以下に該当する方は、追加して次の書類も必要です

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 年金収入がある場合                          | ◆年金振込通知書（コピー）※直近発行分<br>※受給しているすべての年金（厚生、企業、遺族、障害、個人等）                         |
| 給与・年金以外の収入がある場合<br>※個人事業、不動産、株式配当等 | ◆令和 <b>6年度</b> 分「確定申告書」（コピー）<br>◆令和 <b>6年度</b> 分「収支内訳書」（コピー）または「青色申告決算書」（コピー） |

## 必須書類

- ◆被扶養者の住民票（コピー）※世帯全員分記載あり、続柄記載あり、マイナンバー（個人番号）記載なし
- ◆課税（非課税）証明書（コピー）または所得証明書（コピー）または給与所得に係る住民税特別徴収税額通知書（コピー）のうち、**最新の総収入額**がわかるもの。いずれか1つ。※源泉徴収票は不可※所得額のみ記載の書類は不可
- ◆送金証明書類※**2025年9月～11月分**※第三者からみて送金者と受取者、および送金月と送金額がわかるもの※手渡し不可
  - ・被保険者のみ単身赴任の場合は不要
  - ・学生の子が就学の為の別居の場合は不要※在学証明書（コピー）または学生証（氏名、有効期限が確認できるもの、両面コピー）を提出

## 以下に該当する方は、追加して次の書類も必要です

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 年金収入がある場合                          | ◆年金振込通知書（コピー）※直近発行分<br>※受給しているすべての年金（厚生、企業、遺族、障害、個人等）                         |
| 給与・年金以外の収入がある場合<br>※個人事業、不動産、株式配当等 | ◆令和 <b>6年度</b> 分「確定申告書」（コピー）<br>◆令和 <b>6年度</b> 分「収支内訳書」（コピー）または「青色申告決算書」（コピー） |

## 【別紙3】

## 健康保険被扶養者確認調書

【所属】	ミツトヨ健康保険組合							
【氏名】	ミツトヨ 太郎 様							
【記号・番号】	100-1***							
記 入 例								
被保険者の住民票住所を確認し、誤りがある場合は二重線で訂正								
【住民票住所】(被保険者の住所をご確認下さい。誤りがある箇所は二重線で修正してください) 神奈川県川崎市高津区坂戸 1-20-1								
該当する方に○								
被扶養者が別居している場合は、その被扶養者の備考欄に、理由と住民票住所を記入								
下記に記載されている被扶養者について確認願います。								
被 扶 養 者	フリガナ 氏名	認定日 生年月日	年 齢	続 柄	年金 受給 者で 有 無	年間収入	同居 別居	備考
	ミツトヨ ジロウ	2002/12/1	20	子	有	0 円	同	就学のため
	ミツトヨ 二郎	2002/12/1			無		別	北海道札幌市〇〇〇〇〇
	ミツトヨ ハナコ	2014/4/1	42	妻	有	160 万円	同	収入増加のため取消
	ミツトヨ 花子	1980/5/1			無		別	2024年〇月〇日
				有 無		同 別		
年間収入を記入								
《記入についての注意事項》								
<p>1 必要事項にご記入のうえ、該当する書類を添付してご提出ください。(添付書類は別紙「被扶養者資格確認調査添付書類フローチャート」をご覧ください。書類は返却しませんのでご了承ください。)</p> <p>2 被保険者欄の住所は、住民票住所をご記入ください。被扶養者が別居している場合は、その被扶養者の備考欄に、理由と住民票住所をご記入ください。</p> <p>3 被扶養者が就業や収入増加により認定基準から外れる時は、被扶養者の取消となります。備考欄に取消理由と取消日をご記入ください。提出期限に関わらず、速やかに被扶養者取消申請書、資格確認書(資格確認書をお持ちでない方は添付不要)、健康保険被扶養者確認調査(本書)を各事業所総務人事担当部署へご提出ください。なお、夫婦共同扶養の子を被扶養者としている方は、ご夫婦双方の年収確認をしていただき、年収の多い方の被扶養者となっているかご確認ください。</p> <p>4 今回ご提出いただいた個人情報は、当健康保険組合の個人情報保護管理制度に基づいて取扱います。</p>								
※提出期限は <b>2026年1月16日(金)</b> (海外勤務の方は <b>2026年1月30日(金)</b> )です。								
被扶養者の取消がない方:必要書類、健康保険被扶養者確認調査(本書)をミツトヨ健康保険組合へ直接送付								
被扶養者の取消がある方:被扶養者取消申請書、資格確認書(資格確認書をお持ちでない方は添付不要)、健康保険被扶養者確認調査(本書)を各事業所総務人事担当部署へ提出								
ミツトヨ健康保険組合								
〒213-8533								
神奈川県川崎市高津区坂戸1-20-1								
TEL 044-813-8228 Mail:kenpohelpdesk@mitutoyo.co.jp								